

# 申告から納税までの流れ

## 普通徴収(個人で納める方法)

自営業の人や、住民税を給与や年金から天引きされない人は、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月上旬に区役所(税務課)からご自宅へ郵送します。



営業等  
事業所得者  
(自営業の人等)

① 所得税の確定申告  
2月16日～3月15日に申告

① 住民税の申告  
3月15日までに申告  
(確定申告をされた人は必要ありません)

② 納税通知書 6月上旬に本人宛てに発送

③ 納付(納付書・口座振替等) (第1～4期)

### 令和5年度の納期限(年4回)

第1期 6月30日(金)      第3期 10月31日(火)  
第2期 8月31日(木)      第4期 令和6年1月31日(水)

## 給与からの特別徴収(給与天引きで納める方法)

給与から天引きされる人は、住民税の「税額通知書」を5月中旬に区役所(税務課)から勤務先へ郵送します。勤務先から「税額通知書」を受け取ります。



税務署



区役所



各金融機関

BANK



給与所得者  
(給与収入がある人等)



勤務先

会社

① 所得税の確定申告  
給与以外の所得がある等、確定申告をする必要がある人や、医療費控除等で確定申告をすると所得税が還付される人が行います。

① 給与支払報告書  
1月31日までに提出

③ 税額通知書  
5月末日までに本人に渡す

② 税額通知書  
5月中旬に勤務先に発送

⑤ 納入 各月分を翌月10日までに納入

④ 給与から税額相当分を天引き  
その年の6月から翌年の5月までの給与から天引き

※ 地方税ポータルシステムを通じて、納税することも可能です

## 公的年金等からの特別徴収(年金天引きで納める方法)

一定の要件に該当する年金受給者については、公的年金等から住民税が天引きされます。住民税の「納税通知書」を6月上旬に区役所(税務課)からご自宅へ郵送します。

公的年金等の支払者  
(日本年金機構等)

① 公的年金等支払報告書

② 税額を通知

③ 納入

区役所  
区役所

② 納税通知書

年金受給者